第１５回全日本障がい者空手道競技大会実施要項

公益財団法人　全日本空手道連盟

１．大 会 名　第１５回全日本障がい者空手道競技大会

２．主　　催　公益財団法人　全日本空手道連盟

３．後　　援　スポーツ庁、厚生労働省、(公財) 日本スポーツ協会、
(公財)日本オリンピック委員会、(公財)日本武道館、日本武道協議会、
(公財)日本障がい者スポーツ協会、読売新聞社、(公財)笹川スポーツ財団、(公財)ブルーシー・アンド・グリーンランド財団、東京都、
(公財)東京都体育協会
（予　定）

４．日　　時　令和元年９月２８日（土）

選手・役員集合	９：００
審判会議	９：１５
監督会議	９：３０
開 会 式	１０：００～１０：３０
基本錬成	１０：３０～１１：００
競技開始	１１：００～１５：００
閉 会 式	１５：００～１５：３０

５．場　　所　東京武道館
〒１２０-０００５　東京都足立区綾瀬３－２０－１
電話　０３－５６９７－２１１１

６．種　　目

(1) 形競技　男子・女子個人戦

第１部－１類	身体障がい部門(肢体不自由　上肢障がい)
第１部－２類	身体障がい部門(肢体不自由　上下肢・体幹障がい)
第１部－３類	身体障がい部門(車椅子部門)
第１部－４類	身体障がい部門(視覚障がい)
第１部－５類	身体障がい部門(聴覚障がい)
第２部－６類	知的障がい部門

(2) 組手競技　男子・女子個人戦

第１部－１類	身体障がい部門(肢体不自由　上肢障がい)
第１部－２類	身体障がい部門(肢体不自由　上下肢・体幹障がい)
第１部－３類	身体障がい部門(車椅子部門)
第１部－４類	身体障がい部門(視覚障がい)
第１部－５類	身体障がい部門(聴覚障がい)
第２部－６類	知的障がい部門

＜注＞　各種目のクラス分けについて（細かい区分については別紙参照）

①障がいを各部に分けた上で、障がい部位、障がい等級により細分し、それぞれのクラスで男女別・年齢別に分けて実施する。なお、申込者数によってグループ分けを調整する場合がある。

②年齢（４月１日現在）は次の区分に分けて競技するものとする。

１．10～12 歳　　２．13 歳～15 歳　　３．16 歳～20 歳　　４．21 歳～39 歳

５．40 歳～65 歳

※なお、形競技については出場年齢区分の上限を設けないこととする。

③障がいが複数あり、それぞれの部門・区分で出場が可能である場合でも、参加できるのは、一つの障がい区分のみとするので、複数の部門・区分にまたがっての申し込みは認めない。

④申し込み後に部門・区分を変えての参加は認めない。

⑤組手競技第２部については、出場申込みがあっても障がいの程度により出場できない場合がある。

(3) 基本錬成

男子・女子　　自由参加

７．競技規定

(1) 競技は、(公財)全日本空手道連盟競技規定に準拠して行う。

(2) 形競技個人戦

ア．トーナメント方式で１名ずつ行う。

イ．３位決定戦は行わない。

ウ．勝敗は審判員５名の赤・青旗の多数決により決定する。
ただし、必要に応じ、審判員が協議して決定する場合もある。

エ．形は自由選択とする。
また、各自の身体機能を考慮し、創意工夫により形の内容を適宜改変することを認める（必ずしも規定の形どおりでなくともよい）。

オ．初戦から決勝まで同じ形を繰り返し演武できる。

※66 歳以上の出場者は 40～65 歳のクラスにて競技を行う場合があることを予め了承すること。

(3) 組手競技個人戦

ア．トーナメント方式で行う。

イ．３位決定戦は行わない。

ウ．競技時間は２分間フルタイムとする。

エ．勝敗は、競技時間内に６ポイント差が生じた時点又は競技終了時点で、得点の多い選手を勝ちとする。同点の場合は、審判員５名の旗判定により勝者を決定する。

(4) 安全具

ア．組手全種目の競技において、全空連検定拳サポーター、同メンホー及びボディプロテクター、全空連またはＷＫＦ検定のインステップガード、シンガードを着装すること。また、男子選手（車椅子使用の競技を除く）は、ファウルカップを必ず着装すること。

イ．安全具は各自において用意し、安全具着装のない選手は参加できないので、充分注意すること。

(5) 服　装

ア．監督・コーチ等

①白の空手衣を着用すること。但し、介助者はこの限りでない。

②監督・コーチ・介助者は、ＩＤカードを明示すること（ＩＤカードは、大会当日の監督会議又は選手受付時に交付する）。

イ．選　手

①競技規定に沿った白の空手衣を着用すること。

②胸マークは自由とする。

③金属類のヘアーバンド等の着装は認めない。

④形競技での補装具の装着を認める。

⑤組手競技での補装具は、事前に障がい区分別に安全を確認されたものについてのみ、その装着を認める。

８．表　　彰

形・組手ベスト８以上進出選手を以下の通り表彰する。

(1)　種目別、同一区分毎に第１位、第２位、第３位（２名）、第５位（４名）の選手にメダルを授与する。

(2) 表彰は区分ごとに競技終了後順次行う。

(3) 参加者全員に参加賞を授与する。

９．審　　判

(1) 大会審判団は、(公財)全日本空手道連盟公認審判員から編成する。

(2) 上記審判員は、全空連公認地区又は全国形・組手審判員の有資格者から選任するものとする。

10. 出場資格

(1) 選手

ア．　平成３１年４月１日現在、１０歳以上の身体障がい者及び知的障がい者（平成２１年４月１日以前に生まれた者）とする。

イ．身体障がい者は身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第 15 条の規程により、身体障害手帳の交付を受けた者。

ウ．知的障がい者は厚生事務次官（昭和 48 年９月 27 日厚生省児第 156 号）による療育手帳の交付を受けた者。

エ．各都道府県連盟が認定した者であること。

オ．(公財)全日本空手道連盟会員であること。

※前回大会から、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者）は参加対象から除く。

※今回大会から、平成３１年４月１日現在で１０歳未満の者はいかなる場合も出場を認めない。

(2) 監督・コーチ（各１名）

ア．(公財)全日本空手道連盟会員であること。

イ．公益財団法人日本スポーツ協会公認空手道コーチ１（旧　指導員）以上、又は都道府県審判員以上の資格を有する者。また、「JKF 会員マイページ」に登録していること。

ウ．上記イ．の資格を有してない場合は、介助者であれば監督・コーチを代行することができる（ただし事前に全空連に申し出る義務を有する）。

(3) 介助者

選手の出場に際して、介助者を伴うことを認める。介助者については、特に出場の資格は設けない。

11. 出場申込み

(1) 同一者が、形と組手の両方の競技に参加することを認める。

(2) 出場費は、１種目につき３，０００円とする。
出場種目数の合計額を各都道府県連盟事務局で一括して次の口座へ送金すること。
【振込み口座】

銀行名	みずほ銀行
支店名	虎ノ門支店
口　座	普通口座　２９５５２８６
名　義	公益財団法人　全日本空手道連盟

(4) 所定の申込書・誓約書、身体障害者手帳および療育手帳のコピーを整え、各都道府県連盟事務局で一括し、下記住所宛に送付すること。なお、文書の提出と併せて、申込書のデータファイル（監督、コーチ及び選手名簿）を下記アドレスへメールにて送信のこと。

【宛先】

〒１３５－８５３８　東京都江東区辰巳１－１－２０日本空手道会館
公益財団法人　全日本空手道連盟事務局（担当　岡﨑・生野）

【メールアドレス】

y-shono@ace.ocn.ne.jp

12. 申込み期限

令和元年７月１９日(金)　必着　締切り日厳守

13. 健康・安全管理

(1) 大会期間中の傷害保険は、主催者側が参加選手全員に主催者負担で加入手続きをする。

(2) 出場に際しては、医師の診断を受けるなど、自己の責任において健康と安全に充分留意すること。

(3) 大会会場においては、応急措置を行うが、症状により救急病院での診察治療も必要となることも考慮し、選手は健康保険証、身体障害者手帳及び療育手帳等、治療に要するものを必ず携行すること。

14. 宿泊等について

(1) 交通費、宿泊費は自己負担とする。

(2) 全空連では宿泊等の斡旋は行わない。

15. その他

(1) ゼッケンは全空連で作成し、各都道府県連盟宛に９月上旬までに送付する。各連盟はゼッケンを査収の上、各選手に確実に配布すること。

(2) 選手は開会式、表彰式、閉会式には必ず参加すること。

以上

東京武道館　アクセスマップ



○電車をご利用の場合

ＪＲ山手線・京浜東北線「西日暮里」駅乗換え
東京メトロ千代田線「綾瀬」駅東口下車徒歩５分（東綾瀬公園内をお通りください。）

○車をご利用の場合

1. 首都高速６号三郷線、加平ＩＣから環七通りを東進、加平二丁目の交差点を右折 して南進し、武道館北口交差点を左折２００ｍ(大型バスは不可)
2. 首都高速中央環状線、千住新橋ＩＣから国道４号へ、梅島陸橋を右折、環七を東 進、以下、１と同様(大型バスは不可)
3. 大型バスの駐車及び武道館周辺での乗降はできません。
   乗降は４６７号「武道館前」交差点東方の駐輪場前で行い、バスは都立水元公園駐車場（電話番号：０３－３６０８－５１９４）へ回送してください。

競　技　区　分　表
（２部門　６分類）

形競技・組手競技　男子・女子個人戦

第１部－１類－１	身体障がい部門	肢体不自由	上肢障がい	10～12 歳
第１部－１類－２	身体障がい部門	肢体不自由	上肢障がい	13～15 歳
第１部－１類－３	身体障がい部門	肢体不自由	上肢障がい	16～20 歳
第１部－１類－４	身体障がい部門	肢体不自由	上肢障がい	21～39 歳
第１部－１類－５	身体障がい部門	肢体不自由	上肢障がい	40～65 歳
第１部－２類－１	身体障がい部門	肢体不自由	上下肢・体幹障がい	10～12 歳
第１部－２類－２	身体障がい部門	肢体不自由	上下肢・体幹障がい	13～15 歳
第１部－２類－３	身体障がい部門	肢体不自由	上下肢・体幹障がい	16～20 歳
第１部－２類－４	身体障がい部門	肢体不自由	上下肢・体幹障がい	21～39 歳
第１部－２類－５	身体障がい部門	肢体不自由	上下肢・体幹障がい	40～65 歳
第１部－３類－１	身体障がい部門	車　椅　子	10～12 歳	
第１部－３類－２	身体障がい部門	車　椅　子	13～15 歳	
第１部－３類－３	身体障がい部門	車　椅　子	16～20 歳	
第１部－３類－４	身体障がい部門	車　椅　子	21～39 歳	
第１部－３類－５	身体障がい部門	車　椅　子	40～65 歳	
第１部－４類－１	身体障がい部門	視覚障がい	10～12 歳	
第１部－４類－２	身体障がい部門	視覚障がい	13～15 歳	
第１部－４類－３	身体障がい部門	視覚障がい	16～20 歳	
第１部－４類－４	身体障がい部門	視覚障がい	21～39 歳	
第１部－４類－５	身体障がい部門	視覚障がい	40～65 歳	
第１部－５類－１	身体障がい部門	聴覚障がい	10～12 歳	
第１部－５類－２	身体障がい部門	聴覚障がい	13～15 歳	
第１部－５類－３	身体障がい部門	聴覚障がい	16～20 歳	
第１部－５類－４	身体障がい部門	聴覚障がい	21～39 歳	
第１部－５類－５	身体障がい部門	聴覚障がい	40～65 歳	
第２部－６類―１	知的障がい部門	10～12 歳		
第２部－６類―２	知的障がい部門	13～15 歳		
第２部－６類―３	知的障がい部門	16～20 歳		
第２部－６類―４	知的障がい部門	21～39 歳		
第２部－６類―５	知的障がい部門	40～65 歳		

※ 形競技については出場年齢区分の上限を設けないこととする。
※ 競技区分表については監督・コーチ・介護者のみの参照とすること。
※ 障がいの種類等によって区分表と組合せが異なることがあります。

第 15 回全日本障がい者空手道競技大会
申込書類の提出方法について（事務連絡）

1　申込書の提出について

・必ず各都道府県空手道連盟会長の印を押した上で、提出してください。

・別紙チェックリストを参考に、必要書類に不備がないか十分確認の上提出してください。

2　関係名簿の提出について

(1)　「申込書　表紙」及び「選手名簿」は、文書で提出するとともに、処理の効率化・転記時の誤記防止のため、エクセルのデータファイルをメールにて提出してください。

送信先メールアドレスは次のとおりです。

❒ y-shono@ace.ocn.ne.jp

(2) 上記関係名簿の作成が、手書きに限られる場合は事務局にご相談ください。

(3) 出場選手が１５名以上になる場合は、２枚目の補助用紙をコピーし使用してください。

(4) 申込書の書式（エクセルファイル）は、都道府県連盟事務局あてメールで送信しております。ご確認の上、同添付ファイルをご利用ください。

3　身体障害者手帳および療育手帳（証明欄）写しの提出について

(1)　各手帳の等級等が記載されている部分の写しを（別紙３）に添付し、原本を提出してください。

(2)　全面のり付けはせず（別紙３）のり付け位置のみにしてください。複数枚を貼る場合は上に重ねて貼ってください。　※5 枚程度。それ以上になる場合は用紙をコピーして使用してください。

4　出場費等の送金について

(1) 出場費は、次の口座への振込みにより納入してください。

みずほ銀行　虎ノ門支店　普通口座２９５５２８６
口座名義　公益財団法人　全日本空手道連盟

（２）振込みが完了しましたら、メール（上記１のメールアドレス）又はＦＡＸ（03-5534-1952）で、①送金日、②送金額、③内訳をご連絡ください。

(3) 領収証の発行は、要求があった場合にのみ発行しますので、必要があれば、その旨お知らせください。

(4) **原則として出場申込みと併せて振込みを済まされるようお願いします。**

5　出場誓約書・選手プロフィールについて

(1) 原則として出場申込書といっしょに提出してください。やむを得ず、後送する場合には、その旨添書願います。

(2) 競技出場時、介助者を必要とする場合は、誓約書の該当欄に必要事項を記載してください。